# 令和8年度　第2回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No. | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 事業の概要<br>①目的・効果<br>②交付金を充当する経費内容<br>③積算根拠（対象数、単価等）<br>④事業の対象（交付対象者、対象施設等） | 事業始期 | 事業終期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 社会福祉施設等物価高騰対策事業 | ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける医療、介護、保育、障害施設等の安定的かつ継続的な事業運営を支援する。事業所の類型により、基準額（補助上限額）を設定する。<br>②補助金<br>③<br>イ　エネルギー高騰分　施設類型により基準額を定め、定額補助　4,675千円<br>ロ　食料品高騰分　施設類型により基準額を定め、定額補助　7,694千円<br>ハ　事務費　150千円（人件費）<br>④病院、診療所、歯科、薬局、特別養護老人ホーム、ケアハウス、デイサービス、グループホーム、生活介護、就労継続支援、放課後デイ、幼稚園、保育園、認可外保育所など　52事業所 | R8.4 | R9.3 |
| 2 | ①食料品の物価高騰に対する特別加算 | 水道不使用世帯生活支援事業 | ①エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた水道基本料金免除事業の対象外世帯を対象に、町内で使用できる買い物ポイントを交付し、使用ポイント数（実績）に応じた補助金をしんとつかわポイントカード会（事務局：商工会）に支払う。<br>②<br>イ　補助金<br>ロ　事務費（役務費）<br>③<br>イ　給水未契約世帯　10,000ポイント×130世帯＝1,300千円<br>ロ　事務費（郵券料29千円） | R8.4 | R9.3 |
| 3 | ④消費下支え等を通じた生活者支援 | 水道基本料金免除事業 | ①エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた町民や事業者を支援するため、水道給水契約者を対象に水道料金のうち基本料金を10か月分減免し、減免分を水道事業者（西空知広域水道企業団）に支払う。<br>②負担金<br>③<br>・家事用一般　2,250件×2,475円×10月＝55,688千円<br>・家事用減免　210件×1,837円×10月＝3,858千円<br>・事業用　140件×5,280円×10月＝7,392千円<br>④一般家庭、事業所などの給水契約者（国、道、町の公共施設は対象外） | R8.4 | R9.3 |
| 4 | ⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業 | 公共施設等電気料高騰対策事業 | ①電気料金の高騰が公共施設等の運営に影響を及ぼしている。高騰分に交付金を充当し、影響の緩和を図ることで、施設使用料への急激な価格転嫁を抑制しつつ、施設の機能・サービス提供水準を維持する。<br>②電気料金<br>③<br>・R7決算見込　32,753千円…A<br>・H30～R4の5年中、3年の平均　21,702千円…B<br>・電気料金高騰額（A－B）　11,051千円<br>④町（総合健康福祉センター、小学校、中学校、図書館、そっち岳スキー場、文化伝習館、給食センター） | R8.4 | R9.3 |